

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局入札監視委員会（第22回定例会）審議概要

開催日及び場所		令和7年7月31日（木）九州新幹線建設局会議室	
委員		安原 伸人（弁護士）、堺 昌義（公認会計士）、山城 賢（大学院教授）	
審議対象期間		令和6年10月1日～令和7年3月31日	
工事	抽出案件	件数 0件	(備考)
	—	発注なし	
役務	抽出案件	件数 2件	
	簡易公募型プロポーザル方式	九州新幹線（西九州）、長崎県内環境影響評価事後調査報告書作成	
	簡易公募型競争入札方式	九州新幹線（西九州）、佐世保線 5k3・11k6 間外 1箇所管理図等作成他	
物品等	抽出案件	件数 1件	
	一般競争入札方式	九州新幹線建設局管内の書類及び什器等の運搬設置等業務	
高落札率契約	抽出案件	件数 0件	
	—	発注なし	
委員からの意見・質問・それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	簡易公募型プロポーザル方式 「九州新幹線（西九州）、長崎県内環境影響評価事後調査報告書作成」 ① 令和7年4月8日付けで佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業の環境影響評価事後調査報告書が公表されているが、本件とは別件であるとは理解しているものの、同様に事後調査報告書作成の業務として、一つの件名で発注することは検討しなかったのか。 ② 以前に行われた調査結果を報告書にまとめるというのが今回発注した業務内容と認識しているが、以前の調査をいつ行っているのかと、調査と報告書作成をなぜ分けたのかご教示いただきたい。	① 在来線である佐世保線と新幹線とで環境基準が異なることや佐世保線複線化事業と西九州新幹線の整備事業とでは環境影響評価書を出した時期が異なるため、作成する報告書の資料の内容も異なることから別途発注することとしたものである。 ② 動物生態系事後調査と列車走行に伴う騒音振動影響調査という2種類の調査を行っているが、後者については専門のコンサルと契約して調査を実施しており本業務とは分野が異なる。本業務では調査により得られたデータにより防音壁の高さや周辺環境を踏まえた音源対策の評価・分析を行っている。 調査時期については、動物生態系の事後調査は現在も実施中である。騒音振動影響の調査については、開業後に1度実施しており、基準値超過が確認された箇所について追加の音源対策工事を実施した上で再測定を実施し、評価を行うこととされている。

	意見・質問	回答
2	簡易公募型競争入札方式 「九州新幹線（西九州）、佐世保線 5k3・11k6 間外1箇所管理図等作成他」 ① 当該受注者は九州局発注の役務を初めて受注するという事で低入札価格調査において慎重に受注可否の判断をされたとのことだが、受注者は応札金額のどの部分を削っていて、機構はどう判断したのか。 ② 契約日が年度末となっている点については問題ないか。 ③ 各応札者の入札価格にばらつきがあるな	① 細かい内訳は分からないが、諸経費については予定価格の4割程度の応札金額であったため、低入札価格調査においては、当該受注者へ他の役務を受注する際にも同等の諸経費割合で応札しているのか尋ねたところ、他の役務と比較しても特異な諸経費割合ではないということが確認でき、そのため、履行にあたり特段問題ないと判断した。 ② 結論から言うと問題ない。西九州新幹線の事業完了年度が令和7年度までとなっていること及び関係自治体との土地に関する権利関係の確定状況に鑑み、令和6年3月上旬の契約を目指していたが、低入札価格調査を行う必要が生じたことから年度末ぎりぎりの契約となったものである。 ③ 入札金額が最も高い者については、直接作業費

	意見・質問	回 答
	かで、業務内容に対する認識がかなり違うように思ったが、入札金額が最も高い者の入札価格の内訳はチェックしているか。	自体は他者とほぼ同じだが、諸経費が他者に比べかなり高くなっている。この会社としては、本件を受注するならこのくらいの諸経費が必要という判断があったのかもしれない。

別紙（物品等）

	意見・質問	回 答
1	一般競争入札方式 「九州新幹線建設局管内の書類及び什器等の運搬設置等業務」 ① 応札価格と比較して予定価格がかなり高いが、予定価格の算定はどのように行ったのか。 ② 過去にも同様の発注経験があったなかで、今回の応札額はおおよそ想定できなかったのか。 ③ 低入札価格調査を実施しなかったのは、業務内容によるものか。	① 3業者から参考見積を徴取し、その平均を予定価格としようとしたところ、うち1者が他者と比べて著しく低い金額で参考見積を提出してきたため、これを異常値として排除し、残る2業者の平均を予定価格として採用したものである。 ② 過去の発注実績からある程度見当が付くのではということかと思うが、作業時期（1月）が運送業界における閑散期であることから、薄利でも業務を受注したいという心理が働き低価格での応札となったものと推察している。 ③ 機構のルールで本件業務の発注区分「物品購入等」では低入札価格調査を行わないこととされている。

別紙（その他）

	意見・質問	回 答
1	工事、役務、物品等の全体審議 なし	
2	高落札率契約の全体審議 なし	
3	一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 なし	
4	その他 なし	